

## 榛東村空き家リフォーム補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、空き家の利活用による地域の活性化及び定住の促進を図るため、予算の範囲内において榛東村空き家リフォーム補助金（以下「リフォーム補助金」という。）を交付することについて、榛東村補助金等交付規則（昭和62年榛東村規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 住居として建築した戸建て住宅若しくは併用住宅で、おおむね1年以上居住その他の使用がされていない建築物又は榛東村空き家バンク実施要綱（令和2年榛東村訓令甲第7号）第2条第3号で規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録された建築物で、同要綱第9条第2項に規定する利用の決定を受けた者が購入又は賃借した建築物をいう。
- (2) リフォーム 建築物の機能又は性能を維持又は向上させるため、修繕、補修、模様替え、取替え、増改築等を行うことをいう。
- (3) 所有者 空き家の所有権を有する者をいう。
- (4) 定住 リフォームした空き家の所在地に、10年以上、住所を定めることをいう。

### (補助対象空き家)

第3条 リフォーム補助金の交付の対象となる空き家は、次の要件を満たす空き家とする。

- (1) 榛東村に存すること。
- (2) 不動産業者等が営利目的として所有するものでないこと。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等でないこと。
- (4) 違反建築物でないこと。

### (補助対象者)

第4条 リフォーム補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかの目的を有する者
  - ア 定住することを目的として、空き家をリフォームする者
  - イ 榛東村で事業等を営むことを目的として、空き家をリフォームする者
- (2) 次のいずれかに該当する者
  - ア 所有者又は所有者の法定相続人（以下「所有者等」という。）。ただし、所有者等が複数いる場合は、その全員から空き家のリフォームに関する承諾を得られる者に限る。
  - イ 賃貸借契約に基づき、所有者等から空き家を賃借する者。ただし、所

有者等から空き家のリフォームに関する承諾を得られる者に限る。

(3) 村税に滞納がないこと。

(4) 榛東村暴力団排除条例（平成24年榛東村条例第14号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していないこと。

（補助対象工事）

第5条 リフォーム補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、空き家をリフォームする工事で、第11条に規定する交付決定を受けた後に行う工事とする。

（補助対象費用）

第6条 リフォーム補助金の交付の対象となる費用は、補助対象工事に要する費用とし、次に掲げる費用の合計額とする。

(1) 台所、浴室、洗面所、便所等の改修費用

(2) 給排水、電気又はガス設備の改修費用

(3) 壁紙、床材等の内装改修費用

(4) 屋根、外壁等の外装改修費用

(5) 増改築費用

(6) 用途の変更に伴う法令上必要となる費用

(7) その他特に村長が認める費用

（定住加算金）

第7条 第4条第1号アに該当する者が第10条に規定する交付申請のときに次の各号に掲げる区分に該当する場合は、当該各号の区分に応じ、リフォーム補助金に定住加算金を加算する。

(1) 指定転入者 榛東村に転入予定の者又は転入した者で当該転入をした日から1年を経過しないもの

(2) 若年夫婦 夫又は妻のいずれかが40歳未満の夫婦

(3) 子育て世帯 15歳に達する日以後の最初の3月31日（4月1日生まれの者にあつては、15歳に達する日の前日）までの者（以下別表において「子供」という。）が属する世帯

（補助金の額）

第8条 リフォーム補助金及び定住加算金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助の回数）

第9条 リフォーム補助金の交付は、同一の空き家並びに所有者等及び賃借をする者につき1回を限度とする。

（交付申請）

第10条 リフォーム補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、榛東村空き家リフォーム補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(1) 所有者等を確認できる書類

(2) 空き家の外観及び内部を撮影した写真

- (3) 未納税額がないことの証明書
- (4) 所有者等が複数いる場合又は所有者等が別にいる場合は、その全員の承諾書
- (5) 賃借の場合は、賃貸借契約書の写し
- (6) 補助対象工事の見積書の写し
- (7) 空き家バンクに登録された空き家の場合は、榛東村空き家バンク利用決定通知書の写し
- (8) その他村長が必要と認める書類

2 前項の申請は、毎年度、村長が別に定める期日までにしなければならない。  
(交付決定)

第11条 村長は、前条の申請書が提出された場合は、申請書等を審査し、リフォーム補助金を交付すべきものと認めたときは、榛東村空き家リフォーム補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。  
(変更交付申請)

第12条 前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定を受けた補助対象工事（以下「リフォーム工事」という。）等の内容に変更が生じた場合は、榛東村空き家リフォーム補助金変更交付申請書（別記様式第3号。以下この条において「変更交付申請書」という。）に変更の内容が分かる書類を添付して、速やかに村長に提出するものとする。ただし、その変更が軽微な場合で、かつ、村長が変更交付申請書の提出を要しないと認めた場合は、この限りでない。

2 村長は、変更交付申請書が提出された場合は、申請書等を審査し、前条の交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、榛東村空き家リフォーム補助金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。  
(工事の中止)

第13条 交付決定者は、リフォーム工事を中止しようとする場合は、榛東村空き家リフォーム補助金工事中止届出書（別記様式第5号）を速やかに村長に提出しなければならない。  
(実績報告)

第14条 交付決定者は、リフォーム工事が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、榛東村空き家リフォーム補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事の領収書の写し
- (2) リフォーム工事完了後の写真
- (3) 第4条第1号アに該当する場合は、定住する者の住民票の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の報告書が提出された場合は、交付決定の内容及びこれに付

した条件に適合するか審査し、適合すると認めるときは、榛東村空き家リフォーム補助金確定通知書（別記様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、前項の通知書を受けたときは、榛東村空き家リフォーム補助金請求書（別記様式第8号）により、リフォーム補助金の請求をするものとする。

4 村長は、前項の請求があった場合は、速やかにリフォーム補助金の支払をしなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、リフォーム補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第13条の規定による届出書を受理したとき。

(2) 偽りその他不正な手段によりリフォーム補助金の支払を受けたとき。

(3) リフォーム工事が交付決定の内容に反したとき。

(4) その他交付決定を取り消すことが適当と村長が認めるとき。

2 村長は、前項の取消しをした場合は、榛東村空き家リフォーム補助金取消通知書（別記様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 村長は、前項の通知をした場合で、既にリフォーム補助金の交付をしているときは、速やかにその返還を求めなければならない。

4 交付決定者は、前項の求めがあった場合は、直ちに、リフォーム補助金の返還をしなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、リフォーム補助金の交付について必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

目的	リフォーム補助金	定住加算金
定住	補助対象費用の2分の1に相当する額又は500,000円のうち、いずれか低い額。	指定転入者 100,000円
		若年夫婦 100,000円

		子育て世帯 子供1人につき 100,000円 (3人までを限度とする。)
事業等	補助対象費用の2分の1に相当する額又は1,000,000円のうち、いずれか低い額。	対象外

リフォーム補助金と定住加算金の合計額が補助対象費用を超えた場合は、補助対象費用を限度額とする。